平成２５年（フ）第１０７４７号
東京都大田区大森東２丁目34―２―101
破産者　諏崎　之二
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６６号
神奈川県川崎市多摩区西生田５丁目20―22―102
破産者　小谷　満宏
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７６７号
東京都品川区大井２丁目27―４―302
破産者　崎山　裕也
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７７２号
東京都文京区根津２丁目14―14
破産者　林　　泰夫
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７８１号
東京都東村山市秋津町５丁目14―２―102
破産者　曲竹　直達
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７９４号
千葉県柏市増尾５丁目18―11
破産者　箕田さくら
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２４号
神奈川県川崎市高津区新作１丁目22―10―204
破産者　志岐　　隆
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２５号
神奈川県川崎市高津区新作１丁目22―10―204
破産者　志岐美佐子
1　決定年月日　平成25年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３号
札幌市中央区北１条西14丁目１番地の５
破産者　株式会社ブロードキャストサービス
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１号
岩手県久慈市長内町第28地割103番地18、商業登記簿上の本店の所在地岩手県久慈市長内町第28地割103番18
破産者　有限会社久慈給食センター
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第４１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸1517番地１
破産者　有限会社千寿鋼板
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１０号
岐阜県下呂市萩原町羽根103番地
破産者　有限会社萩原電子工業
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
岐阜県下呂市小坂町門坂221番地
破産者　岡崎木材工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第２５０２号
大阪府吹田市千里山西１丁目15番36号
破産者　大阪ライス株式会社
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０５８号
大阪市福島区吉野５丁目８番13号
破産者　有限会社マリンランド
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０７４号
大阪府守口市竜田通１丁目４番８号３Ｆ
破産者　有限会社ティ・エヌ・エス
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０８１号
大阪市西区土佐堀１丁目４番６号
破産者　株式会社ＧＹＯ―ＺＯＯ
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１１５号
大阪市生野区桃谷２丁目24番32―204号
破産者　万代工機有限会社
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６８号
大阪府富田林市大字彼方2026番地
破産者　株式会社ハクエー
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７８９号
堺市堺区旭ヶ丘中町１丁２番28号、営業所堺市北区中村町1044番地１、元営業所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁743番地の２
破産者　株式会社ナカタグリーン
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７９６号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁743番地の２、営業所堺市北区中村町1044番地１
破産者　株式会社グリーンランド
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
鳥取県鳥取市古市107番地
破産者　富士印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部